

電子カルテ用のトナー及びインクカートリッジ単価契約  
に関する質問書に対する回答

令和3年4月14日

質問書の提出がありましたので、以下のとおり回答します。

質問内容：

- 1 現時点で新型コロナウイルスの影響等により、メーカーで長期欠品している商品がある場合、応札は不可でしょうか。

回答：

- 1 応札は可能です。契約書（案）第10条に該当すると判断します。  
ただし、納入期限までに納入できない場合は、速やかにその理由、納入予定日等を記載した書面により、納入期限の延長を申し出てください。

**【問い合わせ先】**

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当  
電話：048-536-9900 FAX：048-536-9920